

平成26年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(農林水産関係)

平成25年7月9日

全国知事会

1 TPP協定交渉について

- (1) TPP協定については、農林水産分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが想定されることから、地方の経済活動や国民生活に与える影響や効果、関係国との交渉内容などについて、今後、国民に対する十分な情報提供と明確な説明を行うこと。
また、関係国との交渉に当たっては、地域の活力を決して低下させることがないように、守り抜くべき国益を守ること。
- (2) 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能も有する農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向け、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講ずること。
- (3) TPP協定への参加の可否については、都道府県など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断することとし、特に、東日本大震災からの復興を目指す被災地域に十分配慮した上で、地域の活力をいささかも損なうことのないよう慎重に対処すること。

2 農業の振興について

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させること。
- (2) 経営所得安定対策の見直しに当たっては、現在実施している施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、制度の法制化を含め、安定的・継続的な制度とすること。
また、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じるとともに、非主食用米等の生産をより一層誘導する仕組みとすること。
- (3) 青年就農給付金の支給要件を緩和するなど、新規就農者の就農意欲の喚起と定着を図るための支援策を充実させること。
また、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の経営安定への支援策を講じるなど、持続的な担い手づくりに努めること。
- (4) 農地中間管理機構（仮称）の制度設計に当たっては、地方の意見を十分に聴き、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとするとともに、将来を含め地方に負担を生じさせないこと。

- (5) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において加工食品の原料原産地表示対象品目の拡大及び輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。
- ・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発の推進
 - ・食育及び地産地消運動の推進
 - ・農薬の飛散防止技術及び残留分析技術の調査研究や普及
- (6) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。
- (7) 農業の生産性向上を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業用水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備、農地利用集積などが必要であることから、計画的にこれらの事業が推進できるよう支援すること。
- また、地域の緊急的な課題に応じた集落間道路の整備や農村地域の防災・減災対策を推進するとともに、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や、協働による農地・農業用水や農村環境等の地域資源の保全管理、耕作放棄地の再生など、農業・農村の多面的機能の維持・増進に向けた施策を推進すること。
- (8) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や発生した場合の農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。特に口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立するとともに、発生した場合は、感染経路について速やかに解明するよう努めること。
- また、家畜の処分については、埋却が困難な場合や耕作放棄地及び農地以外が埋却地の対象となる場合もあるため、適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
- さらに、家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、まん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (9) 産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図ること。
- また、畜産現場では、産業動物獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度の整備及び国家資格化を検討すること。
- (10) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大している実態を踏まえ、個体数調整、生息環境の研究や管理、都府県境を越えた野生鳥獣の捕獲及び情報共有に係る広域連携、捕獲の担い手確保並びに侵入防止柵の整備等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。また、捕獲した野生鳥獣の利活用を推進すること。
- (11) 我が国の農林水産業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、WTOドーハ・ラウンドにおける農業交渉及びEPA・FTA等の交渉において適切に対応すること。

- (12) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。
- ・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備等について、全面的な支援を行うこと。
 - ・放射性物質により汚染された土壌等の除染を迅速に行うこと。
 - ・放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。
 - ・食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
 - ・国産食品に対する諸外国の輸入規制の早期解除に向けて、政府間交渉の取組を強化すること。
- (13) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。
- (14) 燃油価格・肥料価格や配合飼料価格が長期にわたり高騰し、農家の実質負担が増加していることから、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度を拡充・強化すること。
- 特に、燃油価格高騰緊急対策については、加工工程で燃油を使用する茶も対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

3 林業の振興について

- (1) 森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるため、「地球温暖化対策のための税」の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。
- また、国産材の積極的使用、木質バイオマスエネルギーの利用拡大、J-クレジット制度の活用への支援を拡充すること。
- (2) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図るため、森林・林業の再生に当たっては、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。
- ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」などによる森林整備の推進
 - ・「森林整備加速化・林業再生事業」に係る基金の積み増し・期間の延長
 - ・木造公共施設等の整備に対する助成制度の拡充・強化
 - ・木材利用ポイント制度の延長など、民間施設への国産材の利用を促進するための施策の充実
 - ・森林経営計画の作成や実行に必要な担い手の確保・育成
 - ・林道整備等を促進する定額助成制度の創設

(3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある支援措置を早急かつ長期的に講じること。

また、森林整備法人の分収造林事業地及び累積債務を引き継ぐ都道府県の負担を軽減するため、第三セクター等改革推進債の対象期間の延長及び、償還年限等の要件緩和を図ること。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するなど、万全の措置を講じること。

また、きのこ・山菜類の出荷制限の解除要件については、野生きのこなどの実態に即して、検体量を減らすなど柔軟に対応すること。

4 水産業の振興について

(1) 「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。

(2) 「資源管理・漁業経営安定対策」については、燃油価格高騰への更なる対策強化を図るなど、漁業者が安心して漁業に取り組む事ができるよう恒久的な制度とすること。特に、漁業共済の補償水準や、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。

また、水産業体質強化総合対策事業については、沿岸資源を回復させる取組支援など、地方のニーズを十分に把握して、事業の充実・継続を図ること。

(3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化すること。

特に、竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。

さらに、日台漁業取決めについては、法令適用除外水域を見直すこと。

また、排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出により、水産業への影響が懸念されることから、汚染水等が海洋へ流出することのないよう、万全の措置を講じること。